

第五十三号議案

東京都体育施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都体育施設条例の一部を改正する条例

東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第九号）の一部を次のように改正する。
第二条の表東京アクアティクスセンターの項の次に次のように加える。

東京都パラスポーツトレーニングセンター

東京都調布市西町三百七十六番三

別表一の部(一)の項中「二六九、〇一〇円」を「四〇三、五一〇円」に、「一、三九三、四五〇円」を「一、七九六、一八〇円」に、「三七六、六一〇円」を「五六四、九一〇円」に、「一、九五〇、八三〇円」を「二、五一四、六五〇円」に、「四八九、一〇〇円」を「七三三、六四〇円」に、「二、五三三、五四〇円」を「三、二六五、七七〇円」に、「五八六、九二〇円」を「八八〇、三七〇円」に、「三、〇四〇、二五〇円」を「三、九一八、九二〇円」に、「七三三、六四〇円」を「一、一〇〇、四六〇円」に、「三、八〇〇、三一〇円」を「四、八九八、六五〇円」に、「三二一、〇〇〇円」を「四七、三〇〇円」に、「一五七、〇〇〇円」を「二〇七、六〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「六六、二二〇円」に、「二二〇、〇〇〇円」を「二九〇、六三〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「八六、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円」を「三七七、四四〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三四三、〇〇〇円」を「四五二、九三〇円」に、

「八六、〇〇

〇円 を「一二九、〇〇〇円」に、「四二八、〇〇〇円」を「五六六、一六〇円」に改め、同表二の部(一)の項中「六

八、八四〇円」を「九九、三二〇円」に、「九六、三七〇円」を「一三九、〇三〇円」に、「一二五、一五〇円」を「一八〇、五六〇円」に、「一五〇、一八〇円」を「二二六、六七〇円」に、「一八七、七三〇円」を「二七〇、八三〇円」に、

「三九、〇〇〇円」を「五〇、三〇〇円」に、「四二、九〇〇円」を「五五、三三〇円」に、

七八、〇〇〇円 三八

一、二二〇円 を「一〇〇、五九〇円 三八一、二二〇円」に改め、同表十の部(一)の項中 食 堂 一

時間 七、一九〇円 七、一九〇円 を

宿泊室		食 堂	
個室A	個室B	一室 一泊	一室 一泊
二九、六〇〇円	七四、四〇〇円	七、一九〇円	七、一九〇円
二九、六〇〇円	七四、四〇〇円		

〇円 〇円 〇円 に改め、同表十三の部(一)の項中

サブピッチ附属施設	
第一会議室	第二会議室又は第三会議室
一時間	一時間
一、一九〇円	四三〇円

一、一九〇円	サブピッチ附属施設	
を	第一 会議室	第二会議室又は第三会議室
	一時間	一時間
	一、一九〇円	四三〇円
	一、一九〇円	四三〇円

四三〇円

多 目 的 コ ー ト

一時間

五、一五〇円

五、一五〇円

に改め、同部(二)の項中

看板、横断幕、懸垂幕又は展示台

一日 一平方メートル

三、二〇〇円

を

追 加

看板、横

断幕、懸垂幕又は展示台

一日 一平方メートル

三、二〇〇円

照 明 設 備

一時間

一〇、九九〇円

に改め、同表十四の部(二)の項中

看板、横断幕、

懸垂幕又は展示台

一日 一平方メートル

三、二〇〇円

を

看板、横断幕、懸垂幕又は展示台

一日 一

大型映像装置

メインアリーナ中央

二時間

メインアリーナ南側

二時間

サブアリーナ

二時間

平方メートル

三、二〇〇円

五二、八三〇円

四一、二五〇円

に改め、同表十四の項の次に次のように加える。

十五 東京都パラスポーツトレーニングセンター
 (一) 専用使用の場合の利用料金

施設 の 名 称 等	体 育 室	ト レ ー ニ ン グ 室	多 目 的 的 室	小 多 目 的 室	小 体 育 室	小 体 育 室	小 体 育 室	多 目 的 的 室	集 会 室	ロビー、エントランスホールその他の施設 (規則で定める施設又は部分を除く。)
使 用 単 位	四 時 間	四 時 間	四 時 間	四 時 間	四 時 間	四 時 間	四 時 間	四 時 間	一室 二時間	一日 一平方メートル
利 用 料 金	一七、一三〇円	一一、九八〇円	四、二九〇円	二、四七〇円	一、八九〇円	二、八四〇円	二、九三〇円	九九〇円	七〇円	

(二) 個人使用の場合の利用料金

施設名	使用単位	利用料金
トレーニング室	二時間	九三〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、東京都規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表十の部(一)の項並びに同表十三の部(一)の項及び(二)の項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日
- 二 別表一の部(一)の項、同表二の部(一)の項及び同表十四の部(二)の項の改正規定並びに次項の規定 令和五年四月一日

(経過措置)

2 前項第二号に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都体育施設条例の規定により、既に納付すべきものとされている同号に定める日以後の使用に係る利用料金（東京体育館メインアリーナ及びサブアリーナ並びに駒沢オリンピック公園総合運動場屋内球技場及び第一球技場の使用に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定及びこの条例による改正後の東京都体育施設条例別表十五の項の規定による施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

東京都パラスポーツセンターの新設に伴い、利用料金に係る規定を設けるとともに、東京体育館及び駒沢オリンピック公園総合運動場の利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行う必要がある。